

令和7年度 後期高齢者医療保険料

①医療分

保険料（年額）	=	均等割額	+	所得割額
〔 賦課限度額 80万円 〕		被保険者一人当たり 57,172円		賦課のもととなる金額（※） ×11.75%（所得割率）

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額43万円（注）を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除されません。）

（注）前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合。

保険料の軽減措置

所得の判定区分 （同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額）	均等割額の 軽減割合	軽減後保険料額 （年額）
[基礎控除額（43万円）（注1）+10万円×（給与所得者等の数（注2）-1）]を超えないとき	7割	17,151円
[基礎控除額（43万円）（注1）+30万5千円×（給与所得者等の数（注2）-1）]を超えないとき	5割	28,586円
[基礎控除額（43万円）（注1）+56万円×（給与所得者等の数（注2）-1）]を超えないとき	2割	45,737円

（注1）前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合。

（注2）給与所得者等の数とは次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計人数です。2人以上いる場合に適用します。

- （1）給与等の収入金額が55万円を超える方
- （2）65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- （3）65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方